

農商工労働常任委員会 議事次第

（令和6年6月6日（木）
午後1時30分～
於：第7委員会室）

1 開 会

2 出席要求理事者

3 確認事項

4 所管部局の事務事業概要等

- (1) 商工労働観光部、商工労働観光部・建設交通部
- (2) 農林水産部

5 今後の委員会運営

6 そ の 他

7 閉 会

農商工労働常任委員会 委員名簿

(定数12名)

会 派	氏 名
自 民	能 勢 昌 博 園 崎 弘 道 森 口 亨 大 澤 彰 久 津 田 裕 也
維 国	北 岡 千はる 西 條 利 洋
共 産	浜 田 良 之 森 吉 治
府 民	小 原 舞
公 明	大 河 内 章
京 好	梶 原 英 樹

農商工労働常任委員会 出席要求理事者名簿

【商工労働観光部】	
商工労働観光部長	上 林 秀 行
商工労働観光部企画調整理事兼副部長 (労働担当)	河 島 幸 一
商工労働観光部観光政策監兼副部長	野 口 礼 子
商工労働観光部副部長 (総括担当)	玉 木 利 忠
商工労働観光部副部長 (産業創造担当)	山 本 太 郎
商工労働観光部理事 (情報基盤担当)	浅 沼 真 也
商工労働観光部理事 (文化学術研究都市推進課長事務取扱)	足 利 健 淳
労働政策室長	義 本 知 史
観光室長	西 田 剛
産業労働総務課長	芝 田 雅 貴
産業労働総務課参事	安 藤 成 司
中小企業総合支援課長	田 村 弘 之
産業振興課長	安 達 雅 浩
染織・工芸課長	草 分 隆 司
産業立地課長	森 本 耕 次
経済交流課長	澤 田 美 香
雇用推進課長	湯 川 卓 宏
人材育成課長	浅 利 賢 司

【商工労働観光部・建設交通部】	
商工労働観光部・建設交通部港湾局長	苔 口 聖 史

【農林水産部】	
農林水産部長	小 瀬 康 行
農林水産部副部長	荻 安 彦
農林水産部技監	青 山 義 久
農政課長	福 田 純 一
農政課参事	高 橋 英 樹
農政課参事	八 谷 純 一
農村振興課長	今 中 豊
農村振興課参事	野 田 敦 司
農村振興課参事	藤 井 伊
経営支援・担い手育成課長	小 塩 佳 市
経営支援・担い手育成課参事	山 川 彰 宏
流通・ブランド戦略課長	加 茂 雅 紀
流通・ブランド戦略課参事	藤 田 信 也
農産課長	瀬 戸 谷 隆 治
農産課参事	浅 野 智 士
畜産課長	黒 田 洋 二 郎
水産課長	川 原 崎 尚 志
林業振興課長	塚 脇 健
林業振興課参事	橋 本 泰 成
森の保全推進課長	柴 田 繁

(計 39 名)

【 閉会中の継続審査及び調査事項 】

- 1 中小企業の振興対策について
- 2 就労・雇用対策について
- 3 産業及び観光の振興対策について
- 4 農林水産業の振興対策について
- 5 農山漁村地域の活性化対策について

令和6年度 委員会運営に関する申合せ

1 委員会の活動について

(1) 定例会中の活動

ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会（標準的な運営）

1 日目	1 開会 2 報告事項 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） 4 閉会
2 日目	1 開会 2 付託議案（討論・採決） 3 審査依頼議案（適否確認） 4 付託請願 5 所管事項（〇〇〇〇部） 6 閉会
3 日目	1 開会 2 所管事項（△△△△部） 3 閉会中の継続審査及び調査 4 今後の委員会運営 5 その他 6 閉会

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事
審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

イ 特別委員会（標準的な運営）

1 日	1 開会 2 所管事項の調査 (1) 理事者からの説明 (2) 参考人からの意見聴取 3 委員間討議 4 閉会中の継続審査及び調査 5 今後の委員会運営 6 その他 7 閉会
-----	---

参考人の招致は、前の定例会の委員会に諮り、招致決定を行うものとする。
ただし、前の定例会中にテーマや候補者が整わなかった場合は、正副委員長で協議の上、招致を決定し、速やかに各委員に報告するものとする。
また、「3 委員間討議」を実施するか否かについては、各委員会の付議事件等を勘案し、各委員会の裁量で判断するものとする。

(2) 5月臨時会中（令和7年5月臨時会）の活動

ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会

1 日	1 開会 2 報告事項 *報告事項の実施については、委員会の裁量 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） 4 付託議案（討論・採決） 5 審査依頼議案（適否確認） 6 委員会活動のまとめ ・委員の意見開陳 7 その他 ・委員長及び理事者あいさつ 8 閉会	* 該当委員会のみ
-----	---	-----------

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事
審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

イ 特別委員会 1日間

1 日	1 開会
	2 中間報告（政策提案・提言及び中間報告）
	3 委員会活動のまとめ（委員会活動の所感） ・委員の意見開陳
	4 その他 ・委員長及び理事者あいさつ
	5 閉会

下線部…政策提案・提言がまとまった場合の議事

(3) 閉会中の活動

ア 初回委員会

各委員会の出席要求理事者の決定及び委員会運営に関する申合せの内容について確認するとともに、所管部局の事務事業概要等を聴取する。

イ 常任委員会（毎月常任）

定例会中の委員会が開催される月以外にも常任委員会を開催することとし、議事内容は、報告事項の聴取や特定のテーマに係る所管事項の調査等、委員会の裁量で弾力的に運営する。

また、委員会として必要な場合は、適宜、参考人を招致することができるものとし、参考人制度を活用した調査については、定例会中の特別委員会の例によるものとする。

ウ 特別委員会

定例会中の特別委員会以外にも、必要に応じて特別委員会を開催することができるものとする。

エ 管内外調査

管内調査は、閉会中の常任委員会の活動日に実施することができることとし、同一時期に同一広域振興局管内に集中しないよう委員会間相互の調整に努めるとともに、広域振興局長の対応が困難な場合など、出席理事者の弾力的な対応を了承するものとする。

また、管外調査に係る事前調査については、調査概要等の資料を、事前に会議アプリケーションに格納することをもって代えることができるものとする。

なお、管内調査においては、可能な場合は府民傍聴を認めるものとする。

オ 出前議会

出前議会については、各常任委員会の裁量により実施するものとする。

(4) 行催事等に係る委員会調査

府が主催・共催・後援する行催事等で、委員会の所管事項の調査のため、委員が出席することが有意義と認められるものについては、委員会に諮り委員会調査として実施する。ただし、行催事を追加する場合は、正副委員長で協議の上、実施するものとする。

(5) 委員会活動の広報

各委員会の活動状況等を、テレビ広報番組及び議会広報（議会だより、ホームページ、SNS）により紹介する。

なお、委員会や管内調査、出前議会等において、テレビ広報番組及び議会広報作成のための取材、撮影、録音は、支障のない範囲でこれを認めるものとする。

(6) 委員会活動のまとめ

5月臨時会における「委員会活動のまとめ」については、年間を通じた総合的なものとし、次期委員会において、理事者に配付するものとする。ただし、特別委員会において、政策提案・提言がまとまった場合は、「委員会活動のまとめ」に代えて、政策提案・提言を配付する。

なお、委員会活動のまとめにおける意見開陳に当たって必要な場合は、理事者に対する質疑も可能とする。

委員会において、統一した意見や提言・要望等を理事者に提出することが合意された場合は、理事調整会議においてその取扱いを協議する。

(7) 委員会の年間運営 別紙 1-1

※特別委員会の年間運営 別紙 1-2

2 議案の審査について

(1) 議案の付託区分 別紙 2

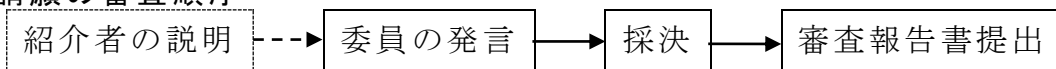
(2) 議案審査の流れ 別紙 3

(3) 議案の審査報告（委員長報告）

常任委員会及び予算特別委員会（分科会により詳細審査を行った場合）の委員長報告は、委員会審査報告書の配付のみとし、委員長報告は省略する。ただし、少数意見の報告がある場合は、委員長報告を行う。

3 請願の審査について

(1) 請願の審査順序



注) 委員からの求めに応じ、理事者から現状説明

(2) 請願者の趣旨説明

ア 請願者から申し出があった場合は、正副委員長で協議し、その許否を決める。

イ 許可する場合、委員会室のスペース、審査時間等の関係から、請願者の入室は3人以内とし、説明は5分程度とする。

(3) 審査結果等

ア 結論には採択（一部採択、趣旨採択を含む。）と不採択とがある。

イ 結論が出ず、更に継続して審査を必要とするものについては、継続審査とする。

4 委員会の公開等について

(1) 傍聴

ア 委員会は、原則、公開するものとする。

イ 議員及び府政記者以外の者は、委員会傍聴要領によるものとする。

(2) モニターテレビ視聴及びインターネット議会中継

委員会審議の公開に当たっては、モニターテレビ視聴及びインターネット議会中継も併せて実施するものとする。

(3) 写真撮影、録音等

写真撮影、録音等の申し出があった場合は委員長が委員会に諮って許否を決するものとする。

5 意見書・決議について

(1) 委員会提出

意見書・決議（以下「意見書等」という。）の提出を求める請願で、全会一致で採択されたものに係る意見書等及び事前に各会派の意見が一致した意見書等で、当該常任委員会において議題とし、審査の結果、全委員が賛成の場合は当該委員会の提出とし、委員長名で提出する。

(2) 会派提出

常任委員会で審査した結果、委員会提出になじまないと認められる案件及び委員会提出とすることに至らなかった案件は、会派提出とする。

なお、意見書等の提出については、委員会の付託請願（陳情・要望を含む。）、又は所管事項で審議の上、頭出しをすることとし、委員会の審議になじまない案件については、審議になじまない理由及び意見書等の趣旨について説明の上、頭出しをすることとする。ただし、委員会に所属の委員がいない会派については、委員長から頭出しを行うこととする。

6 その他

(1) 会議時間

ア 会期中の委員会の開会時刻は、常任・特別の各委員会とも午後1時30分を基本とするものとする。

イ 委員会を午後5時以降も引き続き行う場合は、委員長から委員に了解を得るものとする。

(2) 緊急事態における委員会運営

府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するため必要な措置を講じるべき場合又は大規模な災害その他の緊急事態が発生し、若しくはそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合において、委員長が必要と認めるときは、次の対応を行うことができる。

ア オンライン委員会の開催

「オンライン委員会に関する申合せ」に沿ってオンライン形式により委員会を運営する。別紙4

イ 委員外議員の発言

当該委員に代わって委員以外の議員の発言を認める（委員外議員の所属する委員会が同時に開催されている場合を除く）。

その場合、代わりに発言する議員は、委員長に申し出て了承を得るとともに、副委員長に連絡する。

また、代わりに発言する議員の発言時間等は、当該委員に認められていた範囲で認めることとする。

(3) 質問時における資料等の使用

ア 質問は、口頭で行うことを原則とする。

イ 図表、写真、現物等言論で表現し難い場合に限って、資料を使用できるものとし、資料等を使用する場合は、事前に正副委員長会の了承を得るものとする。ただし、その暇がない場合は、委員長に申し出て了承を得るとともに、事前に副委員長に連絡する。

(4) 常任委員会における所管事項に係る会派持ち時間制

所管事項に係る質問については、会派持ち時間制とし、各会派の持ち時間は、20分に会派委員数を乗じた時間を目安とする。

なお、所管事項に係る質問については2日間に分けて行い、会派持ち時間を2日間で割り振ることとし、その配分については各会派の裁量とする。

(5) **副知事の委員会への出席**

常任・特別委員会においては、政策条例や特に重要な予算案の審議など、提出議案や報告事項等の重要度を勘案し、理事調整会議で協議の上、出席要求を行う。

(6) **ペーパーレスによる委員会運営**

全ての常任委員会及び特別委員会（予算・決算を含む。）について、初回委員会以降、ペーパーレス委員会として運営することを基本とし、「ペーパーレス会議の運営に関する申合せ」に沿って運営する。**別紙5**
なお、出席要求理事者のうち、最前列に着席する者は情報端末の使用を基本とする。

(7) **情報端末機器の使用**

委員会において情報端末機器を使用する場合は、「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」で定められた事項を遵守することとする。

別紙6

(8) **欠席の届出**

疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため委員会に出席できないときは、その理由を付け、当日の委員会開会時刻までに委員長に届け出ることとする。**別紙7**

ただし、京都府議会会議規則第2条の規定により議長あてに欠席を届け出た期日に開催される委員会を欠席する場合は、届け出を省略することができるものとする。

委員会の年間運営

初回委員会【委員会活動のスタート】

- 前期委員会活動報告書の配付
- 所管部局の事務事業概要等を聴取
- 特別委員会は、今期の委員会運営方針を協議

定例会中の委員会

- (常任) ○報告事項の聴取、議案審査、請願審査、所管事項の質問
- (特別) ○所管事項の調査、委員間討議 (※各委員会の裁量で実施を判断)

閉会中の委員会**■ 常任委員会の毎月開催**

- ・報告事項の聴取
- ・所管事項の調査
- ・参考人の招致など

■ 管内外調査（調査活動）

- ・所管、テーマに応じた現地・現場における調査

■ 出前議会（広聴活動）

- ・府民のニーズを府政の推進に活かすために、地域住民や関係団体等と意見交換

委員会活動の広報**■ テレビ広報番組・議会だより・ホームページ・SNS**

- ・定例会等の結果や各委員会の活動状況等について、テレビ広報番組、議会だより、議会ホームページ及びSNSにより紹介

※【委員会活動のまとめ】（5月臨時会）

- 年間を通じた総括的なものとして位置付け

特別委員会の年間運営

5月	5月臨時会 (5/24)	特別委員会設置、正副委員長互選
6月	・ 合同委員長会議 (6/3) ・ 初回特別委員会 (6/7)	委員会運営の申合せの協議、確認 出席要求理事者決定、確認事項、 今期の委員会運営方針の協議
	6月定例会	参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)
7月	(毎月常任) (※2)	
8月	(毎月常任) (※2)	
	・ <u>管内外調査</u> (1泊2日又は2泊3日)	
9、10月	9月定例会	参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)
11月	(毎月常任) (※2)	
12月	12月定例会	参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)
1月	(毎月常任) (※2)	
2、3月	(毎月常任) (※2)	
	2月定例会	参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)
4月	(毎月常任) (※2)	
5月	5月臨時会	<p>【政策提案・提言としてまとめる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策提案・提言（報告書）の決定 ・ 中間報告書の決定 ・ 委員会活動の所感 <p>【政策提案・提言としてまとめない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間報告書の決定 ・ 委員会活動のまとめ

(※1) 委員間討議の実施の有無は、各委員会の裁量で判断

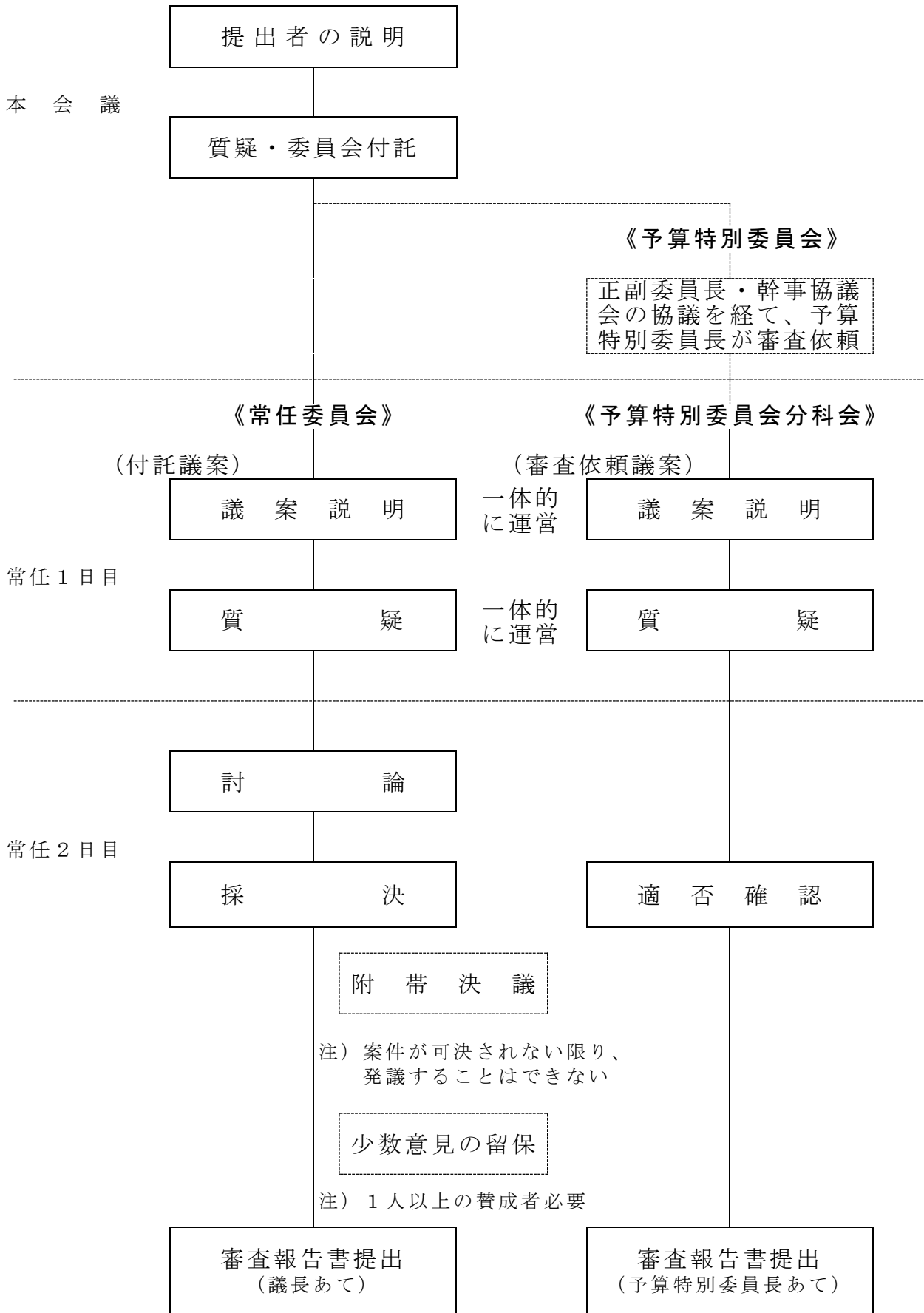
(※2) 必要に応じて毎月常任の活動日の前後等に閉会中の特別委員会を開催することも可能

議案の付託区分

区 分	付 託 先
1 予算議案	○ 予算特別委員会に付託
2 決算認定議案	○ 前年度の決算認定議案は、決算特別委員会を設置し、付託 ○ 決算特別委員会の構成は、議長及び副議長を除く全議員の半数
3 条例及び請負契約議案等	○ 同時に提案された <u>予算議案に密接に関連する議案</u> については、予算特別委員会に付託 ○ その他の議案については、当該議案を所管する常任委員会に付託
4 人事案件	○ 委員会付託を省略（全体審議）
5 委員会提出議案	○ 委員会付託を省略

議決権の内容	予算議案に密接に関連する議案		
	予算特別	常任	決算特別
条例の制定、改廃	一部 ①財務に関する条例 ・基金条例、特別会計条例等 ②歳入予算を伴う条例 ・府税条例、手数料徴収条例等 〔※条例の改正内容による歳入の増減が予算に計上されている場合に限る〕 ③歳出予算を伴う条例 ・給与条例等 〔※条例の改正内容による歳出の増減が予算に計上されている条例であって、事業の執行に要する予算に係るものを除く〕	その他	
予算	○		
決算の認定			○
税の賦課徴収、分担金等徴収	一部	市町村負担金を定める等の議案であって予算に計上されているもの	その他
契約の締結		○	
財産の交換、譲渡、貸付け		○	
不動産の信託		○	
財産の取得又は処分	一部	予算に計上されているもの	その他
負担付きの寄付又は贈与	一部	予算に計上されているもの	その他
権利の放棄		○	
公の施設の独占的利用		○	
訴えの提起等		○	
損害賠償		○	
公共的団体等の活動の調整		○	
法令に基づくもの		○	
基本的な計画の議決		△ (分野別計画)	

議案審査の流れ



オンライン委員会に関する申合せ

1 オンライン委員会の開催事由

次のいずれかの場合において、委員長が必要と認めるとき

- (1) 府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するために必要な措置を講じるべき場合
- (2) 大規模な災害その他の緊急事態が発生し、又はそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合

2 オンライン委員会の出席手続

(1) オンライン委員会の開催の決定

委員長は、京都府議会委員会条例（以下「条例」という。）第 12 条の 2 第 1 項の規定によりオンライン方式による委員会の開催を決定したときは、所属委員に対し、その旨を通知するものとする。

(2) オンラインによる参加の申請

オンライン委員会開催の通知を受け、委員会にオンライン方式による参加を希望する委員は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の 2 日前（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後 1 時までに、オンライン参加申請書（別添様式）を委員長に提出するものとする。

なお、期限を過ぎた後にオンライン出席申請書の提出があった場合にも、可能な限り柔軟に対応するものとする。

(3) オンライン方式による出席の許可

委員長は、(2)の申請書を提出した委員が委員会室へ参集しないことが適当であると認めた場合又は参集することが困難であると認めた場合は、これを許可するものとする。

(4) 接続テスト

ア オンライン方式による出席が許可された場合は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の前日（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後 1 時までに、委員会開催時と同様の条件で議会事務局と接続テストを行うこととする。

イ オンライン方式により委員会に参加する委員（以下「オンライン参加委員」という。）は、委員会開会予定時刻の 30 分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

3 オンライン委員会の基本的事項

(1) オンライン参加委員の責務

ア オンライン参加委員は、常に映像と音声の送受信により委員会室の出席委員と相互に状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守することとする。

(ア) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。

(イ) オンライン参加委員以外の者がいない室内で行うこと。

(ウ) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

(エ) オンライン参加委員は、不測の事態の際に事務局と連絡が取れるよう、携帯電話を常備すること。

イ オンライン方式により委員会に参加するために必要な機器や通信環境を整えること。

(2) 委員長の権限

ア 正副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンライン方式で委員会に参加することができないこととする。

イ オンライン参加委員が条例第 19 条第 2 項に規定に該当する場合は、オンライン参加委員の通信回線の遮断により、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができることとする。

4 通信回線に不具合が生じた場合の対応

委員会開催中に通信回線に不具合が生じ、オンライン参加委員の発言の聴取等の続行が困難になった場合、委員長は、速やかに次の対応を行うこととする。

- ① 委員長が休憩を宣告
- ② 当該オンライン出席委員に電話等で状況確認
- ③-1 通信回線が復旧した場合
 - 委員長が再開を宣告し、委員会を続行
- ③-2 通信回線復旧のための手段を尽くしても復旧しない場合
 - 当該委員は離席したものとみなし、委員長が再開を宣告し、委員会を続行

5 表決の方法

(1) 表決は、委員会を招集する場所に参加している委員とオンライン参加委員で同時に行うものとする。ただし、委員長は、表決宣告から表決までの間に、オンライン参加委員に通信障害が発生したものと認めたときは、当該委員を離席したものとみなし、当該委員は、表決に加わることができないものとする。

(2) 簡易表決を行う場合、委員長は、オンライン参加委員及び会議室の委員双方から異議の有無を諮るものとする。

(3) 挙手採決を行う場合、オンライン参加委員は、意思が明確に判別できるよう、挙手の状態で、手のひら全体がパソコン等の通信機器の画面上に表示され、明瞭に映像として他の委員に送信されるようにするものとする。

(4) 投票による表決は、オンライン委員会においては行わないものとする。

6 オンライン委員会の会議記録

会議記録の作成に当たっては、オンライン参加委員がオンライン方式により参加したことを明記することとする。

7 その他

(1) 当分の間、総括質疑、秘密会及び互選委員会はオンライン方式の対象としないこととする。

(2) 参考人のオンライン参加については、1（オンライン委員会の開催事由）にかかわらず、参考人から要請があった場合は認めることとする。

8 定めのない事項

この申合せに定めるもののほか、オンライン委員会に関し必要な事項は、正副委員長で協議の上、決定するものとする。

オンライン参加申請書

年 月 日

委員会

委員長 様

委員名 _____

京都府議会委員会条例第12条の2第3項の規定により、オンライン方式による委員会参加の許可を求めます。

1 開会日

年 月 日

2 理由

3 メールアドレス（オンラインによる出席に必要な情報等の送付先）

4 緊急連絡先（通信回線に不具合が生じた際等の携帯電話連絡先）

※この申請書に記載いただいた個人情報は、オンライン委員会出席の目的以外には使用いたしません。

ペーパーレス会議の運営に関する申合せ

1 目的

ICTの様々なメリットを活かし、府議会における各種会議の審議の一層の充実及び進行の円滑化を図ることを目的とする。

2 対象とすることができる会議

常任・特別委員会、議会運営委員会（理事会、議会改革検討小委員会、同作業部会を含む。）及び京都府議会会議規則第122条第1項の規定による議案の審査又は議会に関し協議又は調整を行う場とする。

ただし、互選委員会及び秘密会は対象外とし、各常任・特別委員会正副委員長会、予算・決算特別委員会正副委員長・幹事協議会等の取扱いは、正副委員長等の協議により決定する。

3 対象者

議員、出席要求理事者（補助職員を含む。）及び議会事務局職員とする。

4 使用する情報端末及び使用時の注意事項

別途定める「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」に沿って使用する。

5 Wi-Fiルーターの利用

京都府議会が設置する京都府議会Wi-Fiルーターを利用する際は、別添「京都府議会Wi-Fiルーター利用規約」に沿って利用する。

6 電子データ^{*}の対象資料等 ※文字検索が可能なPDF形式のファイル

- (1) ペーパーレスで運営する場合は、原則、全ての資料を電子データ化の対象とすることとする。ただし、電子データ化が困難な場合は、必要に応じ、紙資料の利用も可能とする。
- (2) 大部の資料は、希望者にのみ紙で配付することを基本とする。
- (3) 会議の招集権者が審議の充実に資すると判断した資料を会議アプリケーションに格納することも可能とする。

7 端末に不具合が生じた場合の対応

- (1) 特定の情報端末に不具合が生じた場合は、議会事務局が用意する代替端末を貸与する。
- (2) 通信障害等により複数の情報端末に不具合が生じた場合は、会議を中断し、復旧のための対応を取るものとし、復旧が困難な場合は、情報端末の使用を中止し、紙資料の配付により会議を再開し、審議を行うものとする。

8 サポート体制

- (1) 必要に応じ、議員等への端末操作研修を実施するものとする。
- (2) 必要に応じ、資料閲覧用のモニターを設置するものとする。
- (3) 情報端末の操作補助者の入室を認めるものとする。

9 その他

- (1) ペーパーレスで会議を運営する場合であっても、出席者の判断により、情報端末機器による資料閲覧又は、紙資料の使用を柔軟に選ぶことができることとする。
- (2) 府政記者及び傍聴者については、会議アプリケーションを使用し、対象とする会議の資料を提供することを原則とする。
- (3) 電子データ化した会議の資料は、府議会のホームページにも掲載する（傍聴者用に配付したものに限る）。
なお、個人情報など非公開情報に該当する箇所は、マスキング処理するものとする。
- (4) この申合せに定めのない事項は、各会議において調整するものとする。

別添

京都府議会Wi-Fiルーター利用規約

令和5年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規約は、京都府議会が設置する京都府議会Wi-Fiルーター（以下「府議会Wi-Fi」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 府議会Wi-Fiの利用目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 京都府議会におけるペーパーレス会議システムの運用
- (2) その他京都府議会が特に認めたもの

(利用者)

第3条 府議会Wi-Fiを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 京都府議会議員
- (2) 京都府議会事務局職員

(利用者の遵守すべき事項)

第4条 府議会Wi-Fiを利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、別紙同意書により、本規約に同意しなければならない。

- (1) 議会事務局による、運用及び管理上必要な指示に従うこと。
- (2) 利用する通信端末のOSやソフトウェアのバージョンを最新に保つ等セキュリティ対策に努めること。
- (3) SSIDやパスワードを他人に教えないこと。
- (4) 利用する通信端末がウイルスに感染したとき、又は感染した可能性があるときは、速やかに議会事務局に報告し、指示された必要な措置を講じること。
- (5) 府議会Wi-Fiの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令等を順守すること。

(利用者資格の停止)

第5条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、議会事務局は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を停止することができるものとする。

- (1) 次条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この規約に違反した場合
- (3) その他、利用者として不適切と議会事務局が判断した場合

(禁止事項)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 議会事務局又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (3) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議会事務局が不適切と判断する行為

(本規約の変更)

第7条 議会事務局は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

別紙

京都府議会Wi-Fiルーター利用規約同意書

京都府議会Wi-Fiルーター利用規約に同意し、府議会Wi-Fiルーターを利用いたします。

令和 年 月 日

ご署名

京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン

第1 ガイドラインの趣旨

○ 京都府議会（以下「議会」という。）では、令和3年3月に策定したICT利活用推進・実施計画に基づき、議会が管理するアプリケーション（以下「議会アプリ」という。）の利用や、会議（委員会及び京都府議会会議規則（昭和31年京都府議会規則第2号）に規定する協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。））の運営において、情報端末機器を使用する機会が拡大している。

このような情報端末機器の利活用の拡大が議会・議員活動を充実させる一方で、それぞれの議員においては、機器や情報などの取扱いに係るセキュリティ及びコンプライアンスについて、より高い意識が求められることとなっている。

そこで、円滑な議会運営及び議会への府民の信頼を確保することを目的に、各議員が議会活動において、情報端末機器を適切に使用・管理するためのガイドラインをここに定めるものである。

第2 議員の責務

- 議員は情報端末機器の使用・管理に当たり、次に掲げる事項について十分に配慮し、このガイドラインの規定を遵守するものとする。
- (1) 第三者の権利を侵害し、又は府政の推進を妨げることのないよう情報を取り扱うこと。
 - (2) 情報の漏洩、議会アプリの機能の毀損等を防止するためのセキュリティ対策に努めること。
 - (3) 情報端末機器を使用する状況、目的、方法等について、府民の目から見て疑念が生じることのないようにすること。
 - (4) それぞれの会議における情報端末機器の使用に関する定めを遵守するとともに、その運営を妨げないこと。

第3 議会事務局の責務

- 議会事務局は、議員が議会活動において情報端末機器を円滑かつ適切に使用できるよう、議会アプリの管理、通信環境の確保その他の必要な環境の整備に努めるものとする。

第4 情報端末機器の調達

- ① 議員は、議会アプリを使用する情報端末機器（以下「議会アプリ用端末」という。）
*及び会議で使用する情報端末機器について、原則として、自ら、又は自らが所属する会派を通して、調達するものとする。

※ 次の情報端末機器を含む。

- ・ 日常的に使用してはいるが、議会アプリをインストールしている情報端末機器
- ・ 議会アプリをインストールしていないが、インターネットブラウザ等により、議会アプリのサービスを利用している情報端末機器
- ・ その他、URL、ID、パスワード等の議会アプリへのアクセスに関する情報が保存されている情報端末機器

- ② 議員及び出席要求理事者が会議で使用する情報端末機器はタブレット端末、ノートパソコン又はスマートフォン（それぞれインターネット通信又は電源に必要な附属機器を含む。）のうち任意のものとする。

第5 情報端末機器の管理

- ① 議員は、議会アプリ用端末のセキュリティ対策のため、基本ソフトウェアの更新を行うものとする。
- ② 議員は、議会アプリ用端末について、画面ロック機能を設定する等、その監督下にならない第三者が無断に使用することのないように対策を行うものとする。
- ③ 議員は、議会アプリ用端末について、盗難、紛失及び無断使用を防止するため、公共の場その他の第三者の出入りのある場所に放置しない等、適切に運搬、保管等を行うものとする。
- ④ 議員は、セキュリティソフトのインストール等、議会アプリ用端末のセキュリティ対策の強化に努めるものとする。

第6 議会アプリの使用等

- ① 議員、出席要求理事者及び議会事務局職員その他の議会アプリの使用を許可された者（以下「議会アプリの使用者」という。）は、議会アプリのID、パスワード等の情報について第三者に知られることがないように適切に管理するものとする。
- ② 議会アプリの使用者は、個人情報その他の議会及び執行機関において公開が予定されない情報について、議会アプリを用いて共有してはならないものとする。
- ③ 議会アプリの使用者は、議会アプリを用いて共有する資料のうち、議会事務局及び執行機関が作成したもの以外のものについて、複製、頒布等を行う場合には、当該資料に係る著作権等の権利を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

第7 議会アプリ用端末の盗難・紛失等への対応

- ① 議会アプリの使用者は、次に掲げる事象が発生した、又は発生したおそれがある場合には、速やかにその旨を議会事務局に連絡するものとする。
 - (1) 議会アプリ用端末の盗難又は紛失
 - (2) 議会アプリ又は議会アプリ用端末のコンピュータウィルスの感染
 - (3) 議会アプリ又は議会アプリ用端末への不正アクセス
 - (4) 議会アプリのID、パスワード等の漏洩
- ② ①の連絡があったとき、議会事務局は、当該連絡に係る議会アプリのアカウントを速やかに停止し、必要に応じ議会アプリを提供する事業者等に連絡した上で、被害防止、機能復旧等のために適切な対応を行うものとする。

第8 会議における情報端末機器の使用

- ① 議員及び出席要求理事者は、議場で開催される場合及びそれぞれの会議において特に使用できない旨を定めている場合を除き、会議において情報端末機器を使用することができる。

- ② それぞれの会議において特に定められた場合を除き、議員及び出席要求理事者は、会議において次の事項を行うことができるものとする。
- (1) あらかじめ情報端末機器又はインターネットサーバー上に保存しておいた議事に関する資料等の閲覧
 - (2) 議事に関する資料等についてインターネットを利用して行う検索
 - (3) 会議における審議経過の記録や発言原稿とするためのワードプロセッサ機能（メモ機能）の使用
 - (4) その他、それぞれの会議において認められている議会アプリの機能の使用
- ③ それぞれの会議において特に定められた場合を除き、議員及び出席要求理事者は、会議において次に掲げる事項を行ってはならないものとする。
- (1) 通話、電子メール、ソーシャルメディア等による外部との通信
 - (2) 議事に関係のない情報端末機器の使用その他の会議の目的に照らして必要のない情報端末機器の使用
 - (3) 議会の品位を損なうような情報端末機器の使用、節度のない情報端末機器の使用その他の府民の目から見て疑念が生じるような情報端末機器の使用
 - (4) 会議の委員長又は主宰者の許可を得ていない、会議の撮影、録音及び録画
 - (5) 会議の委員長又は主宰者が情報端末機器の使用を認めないこととしている場面での情報端末機器の使用
- ④ 議員及び出席要求理事者は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、電子音や振動音が鳴らないようにするとともに、操作音が議事の支障とならないように配慮するものとする。ただし、災害等に係る緊急速報メール等の受信音についてはこの限りではない。
- ⑤ ④の緊急速報メール等の受信音が鳴った場合には、会議の委員長又は主宰者は、必要に応じ、その内容について確認を行うものとする。
- ⑥ 議員及び出席要求理事者は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、その画面に傍聴者等の目が向けられていることに常に意識し、個人情報その他の議会及び執行機関において公開が予定されない情報その他の第三者に開示すべきでない情報及び府民の目から見て疑念が生じるような内容が表示されないようにするものとする。
- ⑦ 議会事務局は、会議の円滑な運営を確保するため、Wi-Fiルーターの設置等、議員が議会事務局の管理する無線LANに情報端末機器を接続できる環境の整備に努めるものとする。
- ⑧ 議員は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、その電源はバッテリー対応とし、インターネットへの接続その他の情報端末機器（附属機器等を含む。）を使用するために必要な準備については、⑦の無線LANを除き、原則として、それぞれの議員の責任において行うものとする。
- ⑨ 会議の委員長又は主宰者は、議員及び出席要求理事者に会議における情報端末機器の使用に係る規定を遵守させ、議事運営に支障が生じないようにするため、必要な注意喚起等を行うものとする。

第9 管内調査及び管外調査における情報端末機器の使用

- ① 議員及び出席要求理事者は、委員会及び協議等の場が実施する管内調査及び管外調査において、情報端末機器を使用することができる（それぞれの会議において特に使用できない旨を定めている場合を除く。）。
- ② 管内調査及び管外調査において情報端末機器を使用するに当たっての電源の確保、インターネットへの接続その他の必要な準備については、原則として、それぞれの議員の責任において行うものとする。
- ③ 議員及び出席要求理事者は、管内調査及び管外調査において、議会の品位を損なうような情報端末機器の使用、節度のない情報端末機器の使用その他の説明者の信頼を損なうような情報端末機器の使用をすることのないように十分に配慮するものとする。
- ④ 会議の委員長又は主宰者は、議員及び出席要求理事者に情報端末機器の使用に係る規定を遵守させ、調査の円滑な実施に支障が生じないように、必要な注意喚起等を行うものとする。
- ⑤ 会議の委員長又は主宰者は、管内調査及び管外調査における情報端末機器の使用に関し、このガイドラインに定めるもののほか、議員及び出席要求理事者に対し、調査の円滑な実施のために必要な指示を行うものとする。

第10 その他

- ① 情報端末機器の使用が認められていない議会の会議に情報端末機器を持ち込む場合には、机上には置かず、電源を切る等により電子音、振動音及びディスプレイ等の光が室内に漏れないようにするものとする。
- ② 議員がその地位を失った場合には、議会事務局は、議会アプリの当該議員のアカウントを停止するものとする。
- ③ 議員は、このガイドラインに定めるもののほか、情報端末機器の使用・管理に関し、第三者の権利を侵害し、又は府政の推進を妨げるような事象が発生した、又は発生のおそれがある場合は、速やかに議会事務局にその旨を連絡するものとする。
- ④ このガイドラインの議員に関する規定は、議会アプリの使用が認められた会派の職員について準用するものとする。
- ⑤ このガイドラインに定めるもののほか、議会活動における議員の情報端末機器の使用・管理に関する事項については、議会運営委員会において協議し、決定するものとする。

附 則

このガイドラインは、令和5年6月9日から施行する。

欠 席 届

令和 年 月 日（から令和 年 月 日まで）の委員会には次の理由により出席できないので、届けます。

（理 由）

令和 年 月 日

京都府議会〇〇委員長 〇〇 〇〇 殿

京都府議会〇〇委員 〇〇 〇〇 ⑩

京都府議会

農商工労働常任委員会

活動報告書(案)



令和6年5月 日

委員長	家元	優
副委員長	兎本	和久
副委員長	山口	勝
委員	秋田	公司
委員	森口	亨
委員	武田	光樹
委員	畑本	義允
委員	楠岡	誠広
委員	浜田	良之
委員	森吉	治
委員	増田	大輔
委員	梶原	英樹

目次 京都府議会 農商工労働常任委員会 活動報告書

- 1 委員会の審議等の状況（概要）
- 2 委員会活動状況
- 3 重要課題調査のための委員会
- 4 付託議案及び審査依頼議案審査結果
- 5 管内外調査.....
- 6 委員会活動のまとめ

1 委員会の審議等の状況（概要）

本委員会は、商工労働観光部及び農林水産部の所管並びにそれに関連する事項を所管している。

各部局の主な所管事項は次表のとおりである。

部局名	主な所管事項
商工労働観光部	中小企業振興等産業、労働、雇用、観光、計量
農林水産部	農業、林業、水産業、農山漁村地域振興、農林水産物流通、森林保全・共生

京都府議会の各常任委員会では、年4回の定例会において、条例案などの審査を行うほか、議会の閉会中に委員会を開催して、府政の重要課題について、テーマを設けて集中的に審議するとともに、京都府内や他府県に赴いて調査を実施している。

今期の農商工労働常任委員会の閉会中の常任委員会においては、所管事項に関するテーマについての議論を深めるため、参考人制度を活用して、専門的知見を有する方や実際に事業に従事している方の意見を聴取し、テーマに関する議論を掘り下げた。

また、管内調査では、京都府内の施策や先進的な取組が実施されている現場等を訪問し、府の事業担当者や関連事業者の説明を聴取するとともに、現地視察を行った。

管外調査では、先進事例や京都府と共通する課題に対して、他の自治体や関係団体がどのような取組を実施しているのか、もしくはどのように対応しようとしているのかを調査した。

2 委員会活動状況

時期	活動	議題・テーマ
5 月		
R5. 5.26	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ■委員長の選任 ■副委員長の選任 ■副委員長の順位
6 月		
R5. 6.14	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> ■出席要求理事者 ■確認事項 ■本日の委員会運営
R5. 6.14	委員会 (初回)	<ul style="list-style-type: none"> ■出席要求理事者 ■確認事項 ■所管部局の事務事業概要等 ■今後の委員会運営
R5. 6.26	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> ■定例会中の委員会及び分科会運営 ■今後の委員会運営
R5. 6.28	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (6定1日目)	<ul style="list-style-type: none"> ■報告事項の聴取 (商工労働観光部) ・京都府観光総合戦略の改定(最終案)について (農林水産部) ・京都府農業経営基盤強化促進基本方針等の改定について(最終案) ・試験研究で開発された主な成果について ■付託議案及び審査依頼議案(質疑終結まで)
R5. 6.29	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (6定2日目)	<ul style="list-style-type: none"> ■付託議案(討論・採決) ■審査依頼議案(適否確認) ■所管事項の質問(農林水産部)
R5. 6.30	委員会 (6定3日目)	<ul style="list-style-type: none"> ■所管事項の質問(商工労働観光部、商工労働観光部・建設交通部) ■閉会中の継続審査及び調査 ■今後の委員会運営

7 月		
R5. 7.27 ～ R5. 7.28	管 外 調 査	<p>■所管事項の調査</p> <p>○横川商店街</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス・アートなど地域資源を用いた商店街づくりについて <p>○広島市役所 [於：広島市工業技術センター]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業とデザイナーをつなぐ「と、つくる」の取組について ・現地視察（萬国製針株式会社） <p>○岡山水産物流通促進協議会</p> <p>[於：ANAクラウンプラザホテル岡山]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学び・体験・食を通じた岡山の里海づくりと低・未利用「地魚」の流通・消費促進について ・現地視察（低・未利用魚製品販売店舗等） <p>○岡山市議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林環境譲与税を用いた公共施設の木質化・木材普及啓発活動について ・現地視察（岡山市弘西コミュニティハウス）
8 月		
R5. 8. 5	管 内 調 査	○鴨川納涼2023 開会式 (行催事等委員会調査)
R5. 8.18	正 副 委 員 長 会	■本日の委員会運営
R5. 8.18	委 員 会 (閉 会 中)	<p>■所管事項の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境負荷の少ない農業について」 <p>参考人：株式会社エチエ農産 会長 越江 雅夫 氏</p>
9 月		
R5. 9. 5	管 内 調 査	○令和5年度「京都障害者ワークフェア」 (行催事等委員会調査)
R5. 9.13	正 副 委 員 長 会	■分科会運営
R5. 9.13	予算特別委員会 分 科 会 (9定先行審議)	■審査依頼議案（議案説明・質疑・適否確認）
R5. 9.15	管 内 調 査	○KYOTO CMEX 2023 レセプション (行催事等委員会調査)
R5. 9.22	正 副 委 員 長 会	<p>■委員会及び分科会運営</p> <p>■今後の委員会運営</p>

R5. 9.26	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (9定1日目)	■審査依頼議案(質疑終結まで)
R5. 9.27	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (9定2日目)	■審査依頼議案(適否確認) ■所管事項の質問(商工労働観光部、商工労働観光部・ 建設交通部)
R5. 9.28	委員会 (9定3日目)	■所管事項の質問(農林水産部) ■閉会中の継続審査及び調査 ■今後の委員会運営
10 月		
R5.10. 5	管内調査	○京都スマートシティエキスポ2023 オープニングセレ モニー (行催事等委員会調査)
R5.10.16	管内調査	○「KYOTO Next Award 2023」表彰式 (行催事等委員会調査)
11 月		
R5.11.11	管内調査	○令和5年度京都府職業能力開発促進大会 (行催事等委員会調査)
R5.11.11	管内調査	○令和5年度未来につなぐ京の木府民会議全体会 (行催事等委員会調査)
R5.11.15 ～ R5.11.17	管外調査	■所管事項の調査 ○福島県農業総合センター ・福島県産農産物のブランド力強化に向けた取組につ いて ・施設視察 ○みやぎ森林・林業未来創造機構 [於：宮城県林業技術 総合センター] ・みやぎ森林・林業未来創造カレッジの取組について ・施設視察 ○一般社団法人イシノマキ・ファーム [於：石巻・川の ビジターセンター] ・ソーシャルファームや農福連携の取組について ・現地視察(ホップ圃場) ○仙台市起業支援センター アシ☆スタ ・スタートアップの創出に向けた取組について ・施設視察 ○宮城県議会 ・みやぎZ世代推し事(お仕事)はかどるプロジェク トについて

R5.11.25	管内調査	○京都府農林水産フェスティバル表彰式典 (行催事等委員会調査)
R5.11.27	正副委員長会	■本日の委員会運営
R5.11.27	委員会 (閉会中)	■所管事項の調査 ・「Ma a Sを活用した広域観光施策について」 参考人：株式会社Ma a S T e c h J a p a n 代表取締役CEO 日高 洋祐 氏
12 月		
R5.12.13	正副委員長会	■定例会中の委員会及び分科会運営 ■今後の委員会運営
R5.12.14	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (12定1日目)	■報告事項の聴取 (商工労働観光部) ・「関西広域産業ビジョン」の改訂について (農林水産部) ・関西広域農林水産業ビジョンの改訂(中間案)について ・京都府漁港管理条例等の一部を改正する条例について ・「府民の森ひよし」のネーミングライツパートナーシップ制度に係る優先交渉権者の決定について ■付託議案及び審査依頼議案(質疑終結まで)
R5.12.15	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (12定2日目)	■付託議案(討論・採決) ■審査依頼議案(適否確認) ■所管事項の質問(農林水産部)
R5.12.18	委員会 (12定3日目)	■所管事項の質問(商工労働観光部、商工労働観光部・ 建設交通部) ■閉会中の継続審査及び調査 ■今後の委員会運営
1 月		
R6. 1.15	管内調査	■所管事項の調査 ○公益財団法人京都産業21 [於：宇治市産業振興センター] ・京都産業21におけるスタートアップ支援について ・現地視察(宇治ベンチャー企業育成工場(メトロウエザー株式会社)) ○株式会社RE-SOCIAL [於：つむぎてらす] ・有害鳥獣の活用について ・現地視察(やまとある工房)

2 月		
R6. 2. 6	管内調査	○ZET-summit2024 オープニング (行催事等委員会調査)
R6. 2. 6	管内調査	○ZET-summit2024 交流会 (行催事等委員会調査)
R6. 2. 7	正副委員長会	■本日の委員会運営
R6. 2. 7	委員会 (閉会中)	■所管事項の調査 ・「農村型地域運営組織（農村RMO）の形成に向けた取組について」 参考人：与謝地域山村活性化協議会 会長 谷原 光昭 氏 事務局 井上 公章 氏
R6. 2.10	管内調査	○第21回アビリンピック京都大会（京都府障害者技能競技大会）開会式 (行催事等委員会調査)
R6. 2.15	管内調査	○京都ビジネス交流フェア2024 開会式 (行催事等委員会調査)
R6. 2.25	管内調査	○京都・和食の祭典2024～京の食文化発信～シンポジウム (行催事等委員会調査)
3 月		
R6. 3. 4	正副委員長会	■定例会中の委員会及び分科会運営 ■今後の委員会運営
R6. 3. 5	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (2定1日目)	■付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） ■審査依頼議案（適否確認）
R6. 3.13	管内調査	○令和5年度京都府立林業大学校卒業証書授与式 (行催事等委員会調査)
R6. 3.13	管内調査	○令和5年度京都府立農業大学校卒業式 (行催事等委員会調査)
R6. 3.13	管内調査	○海の民学舎第8期生修了式 (行催事等委員会調査)
R6. 3.15	管内調査	○令和5年度京都府立福知山高等技術専門校修了式 (行催事等委員会調査)

R6. 3.15	委員会 (2定2日目)	<ul style="list-style-type: none"> ■報告事項の聴取 (商工労働観光部) ・府立勤労者福祉会館あり方検討委員会第1次報告書について ■付託議案(討論・採決) ■所管事項の質問(商工労働観光部、商工労働観光部・建設交通部)
R6. 3.18	管内調査	○令和5年度京都府立京都高等技術専門校修了式 (行催事等委員会調査)
R6. 3.18	委員会 (2定3日目)	<ul style="list-style-type: none"> ■所管事項の質問(農林水産部) ■閉会中の継続審査及び調査 ■今後の委員会運営
4 月		
R6. 4. 5	管内調査	○令和6年度京都府立陶工高等技術専門校入校式 (行催事等委員会調査)
R6. 4. 9	管内調査	○令和6年度京都府立林業大学校入学式 (行催事等委員会調査)
R6. 4. 9	管内調査	○令和6年度京都府立福知山高等技術専門校入校式 (行催事等委員会調査)
R6. 4. 9	管内調査	○令和6年度京都府立農業大学校入学式 (行催事等委員会調査)
R6. 4. 9	管内調査	○海の民学舎第10期生入舎式 (行催事等委員会調査)
R6. 4.11	管内調査	○令和6年度京都府立京都障害者高等技術専門校入校式 (行催事等委員会調査)
R6. 4.12	管内調査	○令和6年度京都府立京都高等技術専門校入校式 (行催事等委員会調査)
R6. 4.19	正副委員長会	■本日の委員会運営
R6. 4.19	委員会 (閉会中)	<ul style="list-style-type: none"> ■所管事項の調査 ・「伝統産業の海外販路開拓について」 参考人：株式会社Show you 代表取締役 「Kyo-Densan-Biz」コーディネーター 久野 真嗣 氏 独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ) 京都貿易情報センター 所長 庄 秀輝 氏

5 月

R6. 5.22	正副委員長会	■臨時会中の委員会運営
R6. 5.22	委員会 (5臨)	■報告事項の聴取 (商工労働観光部) ・「京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例」の一部改正について ■委員会活動のまとめ

3 重要課題調査のための委員会

(1) 環境負荷の少ない農業について

(令和5年8月18日(金)開催)

■開催概要

京都府では、これまで府内の農林水産業の成長産業化に向けて、化学肥料や化学農薬の使用を低減する環境にやさしい農業を推進してきた背景から、農林漁業・食品産業の持続的発展と食料の安定供給の確保に向けて、国産有機質肥料への転換など輸入原料に過度に依存しない循環型農業の推進を図るため、「京都府みどりの食料システム基本計画」を制定している。また、農林水産業が持つ資源循環機能を活かし、生産性の向上を図りつつ、環境負荷に配慮した持続可能な農林水産業への転換・育成を図る取組を推進している。

今回の常任委員会では、参考人及び理事者から、環境負荷の少ない農業に係る現状、課題等について説明を聴取し、意見交換を行った。

各委員から出された意見・見解等について、今後の府政の推進に当たり十分留意し、府民のため、なお一層の創意工夫をするよう、理事者に対し要望された。

■参考人

株式会社エチエ農産 会長 越江 雅夫 氏

■出席理事者

【農林水産部】

農林水産部副部長、農政課長、農産課長、農産課参事

■主な質問事項

- ・有機農業への転換を行った際の収穫物の納入先や販路開拓等について
- ・有機農業の普及の取組について
- ・京都府立農業大学校を活用した有機農業の取組について
- ・給食を通じた地産地消の取組について
- ・新型コロナウイルスの影響について
- ・農薬を使わない病害虫・雑草被害対策の取組について
- ・鳥獣害対策の取組について
- ・有機農産物を使った商品の売り方について など

(2) M a a S を活用した広域観光施策について

(令和5年11月27日(月)開催)

■開催概要

京都府では、コロナ禍で中止していた行催事・イベントが徐々に再開され、また、旅行割引等による観光需要喚起策など国内旅行を後押しするとともに、外国人観光客数も徐々に増え、令和4年の観光入込客数は、6,668万人と令和元年比90%、京都市を除く府域の観光入込客数では2,307万人、令和元年比111%と増加するなど、コロナ禍以前の水準に戻りつつある。一方、観光入込客数の増加に伴い、特に京都市内では公共交通機関の混雑などオーバーツーリズムの問題が再燃し、市民生活に影響を及ぼしている。このようなオーバーツーリズムを改善するため、国内では「観光地型M a a S」を利用した観光スポットの周遊化、観光客の分散化が期待されている。

また、京都府においても、観光の周遊化、観光客の集中の解消に取り組んでいる。

今回の常任委員会では、理事者及び参考人から、M a a S を活用した広域観光施策に係る現状、課題等について説明を聴取し、意見交換を行った。

各委員から出された意見・見解等について、今後の府政の推進に当たり十分留意し、府民のため、なお一層の創意工夫をするよう、理事者に対し要望された。

■参考人

株式会社M a a S T e c h J a p a n

代表取締役CEO 日高 洋祐 氏

■出席理事者

【商工労働観光部】

商工労働観光部観光政策監兼副部長、観光室長、産業労働総務課長

■主な質問事項

- ・観光とM a a S の連携の在り方について
- ・自治体レベルでM a a S を活用した施策を導入した事例について
- ・観光客特有のニーズをくみ取った仕組み作りについて
- ・M a a S の広域化を行う上での理想の範囲について
- ・公共交通機関以外を利用したM a a S の活用について
- ・観光サービスを提供する際のプラットフォームについて など

(3) 農村型地域運営組織（農村RMO）の形成に向けた取組について

(令和6年2月7日(水)開催)

■開催概要

全国の中山間地域では、人口減少や高齢化が急速に進行しており、特に山間部で総戸数9戸以下の小規模集落が約2割を占めるなど、単独では、農用地等の維持・管理や農業生産活動の継続が困難になる集落が増加している状況にある。

京都府では、中山間地域における高齢化率が50%を超える集落数が増加していることに加え、耕地面積や農家戸数が減少していることから、農地や集落内の施設維持、高齢者の生活支援等、地域での生活に欠かせない共同活動を将来の人口規模に見合う形に再構築するとともに、農山漁村発イノベーションを促すことにより、人口減少に対応できる地域運営体制づくりを推進しており、その施策の1つとして、農村RMOの形成や課題解決に向けた取組の支援などに取り組んでいる。

今回の常任委員会では、理事者及び参考人から、農村RMO形成における現状、課題等について説明を聴取し、意見交換を行った。

各委員から出された意見・見解等について、今後の府政の推進に当たり十分留意し、府民のため、なお一層の創意工夫をするよう、理事者に対し要望された。

■参考人

与謝地域山村活性化協議会 会長 谷原 光昭 氏
事務局 井上 公章 氏

■出席理事者

【農林水産部】

農林水産部技監、農政課長、農村振興課長、農村振興課参事

■主な質問事項

- ・ 協議会の構成について
- ・ 本地区で重点的に予算を配分している取組について
- ・ 農村RMOの形成における「選択と集中」の取組状況について
- ・ 都市農村交流施設「リフレ加悦の里」の今後の取組状況について
- ・ SNSを活用した情報発信の取組内容について
- ・ 移住者を受け入れる際の課題について
- ・ デジタル技術を活用した具体的な取組内容について
- ・ 新しい技術を活用した取組に対する府の支援について など

(4) 伝統産業の海外販路開拓について

(令和6年4月19日(金)開催)

■開催概要

日本の伝統と文化を支え、創造する京都の伝統産業は、日本の歴史を現在に伝える京都の生活文化にとって欠くことのできない貴重な財産である。

京都府では、伝統技術・素材を基礎に新しい技術と素材を融合して製造する工芸品など、ジャンルを超えたものづくりにより京都製品のブランド化を進め、「Made in Kyoto」が世界ブランドとして確立していくことを目標にしている。

そのため、「Kyo-Densan-Biz」を核とした伴走支援を行うとともに、他産業との交流・連携による商品開発や海外展開等の新規マーケット開拓、海外における高付加価値型常設店舗「Kyoto Concept Store」の開設等の支援に取り組んでいる。

今回の常任委員会では、理事者及び参考人から、伝統産業の海外販路開拓における現状、課題等について説明を聴取し、意見交換を行った。

各委員から出された意見・見解等について、今後の府政の推進に当たり十分留意し、府民のため、なお一層の創意工夫をするよう、理事者に対し要望された。

■参考人

株式会社 Showyou 代表取締役

「Kyo-Densan-Biz」コーディネーター 久野 真嗣 氏

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

京都貿易情報センター 所長 庄 秀輝 氏

■出席理事者

【商工労働観光部】

商工労働観光部副部長（産業創造担当）、産業労働総務課長、
染織・工芸課長、経済交流課長

■主な質問事項

- ・海外展開に挑戦する企業としない企業の違いについて
- ・海外展開に向けた支援にいたるまでのアプローチについて
- ・日本と海外の商品価格の違いについて
- ・伝統工芸品などの国内需要について
- ・海外販路開拓に係る業務の簡素化、事業者の事務負担について
- ・海外での店舗開設を目標とする企業の割合について
- ・SNSを活用した海外への広報について
- ・インバウンドと海外進出における需要の違いについて など

4 付託議案及び審査依頼議案審査結果

「◎」は全会一致、「○」は賛成多数、「×」は否決、「会派名＝少」は少数意見留保、「＊」は修正案提出

(委員会)

	議案番号	件名	審査結果	備考
6月定例会	5	京都府の事務処理の特例に関する条例一部改正の件	◎	
12月定例会	10	貸金返還請求事件に係る和解の件	◎	
2月定例会	34	京都府漁港管理条例等一部改正の件	◎	

(分科会)

	議案番号	件名	詳細審査結果
6月定例会	1	令和5年度京都府一般会計補正予算(第2号)中、所管事項	適当
9月定例会	1	令和5年度京都府一般会計補正予算(第3号)中、所管事項	適当
	2	令和5年度京都府一般会計補正予算(第4号)中、所管事項	適当
12月定例会	1	令和5年度京都府一般会計補正予算(第5号)中、所管事項	適当
	24	令和5年度京都府一般会計補正予算(第7号)中、所管事項	適当
2月定例会	49	令和5年度京都府一般会計補正予算(第9号)中、所管事項	適当
	50	令和5年度京都府営林事業特別会計補正予算(第1号)	適当
	52	令和5年度京都府農業改良資金助成事業等特別会計補正予算(第1号)	適当
	53	令和5年度京都府中小企業経営基盤強化資金助成事業特別会計補正予算(第1号)	適当
	55	令和5年度京都府地域開発事業特別会計補正予算(第2号)	適当
	67	府営農業競争力強化農地整備事業等に関する市町村負担金を定める件	適当
	68	府営土地改良事業に関する市町村負担金を定める件	適当
69	水産物供給基盤機能保全事業に関する市町村負担金を定める件	適当	

5 管内外調査

① 管外調査

(令和5年7月27日(木)～28日(金))

1 横川商店街 (広島県広島市)

【調査事項】

バス・アートなど地域資源を用いた商店街づくりについて

【調査目的】

京都府における商店街振興の取組の参考とするため、横川商店街における商店街振興の取組について調査する。

【説明】

横川商店街連合会

【調査内容】

横川商店街では、JR横川駅周辺にある5つの商店街が連携し、横川商店街連合会を結成し、「かよこバス」「アート商店街」「スポーツ」の3つを主軸にして、横川の地域資源を用いた商店街の活性化に取り組んでいたが、令和3年に女子サッカーチームが廃止されたため、現在は、より「イベント」に主軸を置いて運営している。

横川で明治36年に初めての国産乗合バスが誕生してから100年の節目を迎えることを契機に、町おこしの一環として当時のバスを再現するプロジェクトが実施された。平成16年に完成したバスは、横川町～可部町間を走行したことから「かよこバス」と名付けられ、現在もイベントの際に活用されている。

また、創作活動の拠点となるシェアアトリエの整備など、商店街全体でアーティストを支援しており、作品を商店街に展示し、発表の場を提供すると同時に、地域住民にアートに親しみを持ってもらう機会を創出している。加えて、商店街が横川シネマを運営し、ミニシアターの役割を果たしている。これらの活動から「アート商店街」として認知されたことで、商店街内にクリエイターや映画ファンなどの新たな層を呼び込むことに成功した。

また、各種イベント等を行う組織「横川カンパイ王国」を「建国」し、子どもと連携したイベントや、商店街の飲食店と連携したグルメツアー、横川商店街を舞台にしたゾンビナイトなどのイベントを行い、大きな賑わい創出の機会となっている。

横川商店街は、「来るもの拒まずの精神であること」「地域と商店街が連携できる環境であること」「失敗を恐れずチャレンジできる環境であること」が合わさって魅力を創出しているとのことであった。

【主な質問事項】

- ・商店街の日常利用の集客について
- ・アーティストが近くにいることによる商店街への効果について
- ・商店街内の店舗について
- ・シネマの運営にあたっての工夫について など

かよこバスを視察



2 広島市役所〔於：広島市工業技術センター〕〔現地視察：萬国製針株式会社〕 (広島県広島市)

【調査事項】

企業とデザイナーをつなぐ「と、つくる」の取組について

【調査目的】

京都府における取組の参考とするため、企業とデザイナーをつなぐマッチングシステムについて調査する。

【説明】

公益財団法人広島市産業振興センター 工業技術センター

【調査内容】

広島市では、ものづくり産業が盛んな地域でありながらデザイナーと中小企業が出会うきっかけが少ないという課題から、(公財)広島市産業振興センターに委託し、平成28年から企業とデザイナーをつなぐマッチングサイト「と、つくる」の運営を開始した。

「デザインを活用しようとしてもデザイナーの知り合いがない」「遠方の都市のデザイナーでは、こちらの希望がうまく伝わるか心配」といった不安を解消するため、企業に広島広域都市圏の身近なデザイナーを紹介しており、デザイナーと企業の協業をサポートすることで広島の企業の前進を支援している。

現在、広島県内28市町村、97社のデザイン会社と連携しており、プロダクトデザインから映像まで幅広いデザインに対応することが可能となっている。また、窓口を一本化するために企業が県のどの場所に相談をしても、「と、つくる」を紹介してもらうシステムを構築することで、企業が持つあらゆるデザインの悩みに対応できるようにしている。

本事業では、①企業が相談、②職員が企業と面談を行い課題を見つける、③デザイナーを絞り込んで提案、④契約、⑤その後の支援という流れを通して、公的機関としてクリエイターへの一時的な支援ではなく、継続的な支援を行っている。

また、職員がデザイナー1人1人の得意分野を把握し、また企業に対しては時間をか

けて面談を行い、思い描いているものを明確にすることで、「企業が思い描くデザイナーに出会える支援」を実現しているとのことであった。

【主な質問事項】

- ・マッチングを担当する職員の研修について
- ・フリーランスのデザイナーに対する支援について
- ・同事業者間のデザイナーの振り分けについて
- ・デザインを採用した後の企業としての効果について など



調査事項を聴取

3 岡山水産物流通促進協議会〔於：ANAクラウンプラザホテル岡山〕

〔現地視察：低・未利用魚製品販売店舗等〕（岡山県岡山市）

【調査事項】

学び・体験・食を通じた岡山の里海づくりと低・未利用「地魚」の流通・消費促進について

【調査目的】

京都府における水産業振興に関する取組の参考とするため、岡山水産物流通促進協議会の取組について調査する。

【説明】

岡山水産物流通促進協議会

【調査内容】

岡山水産物流通促進協議会は、かつて家庭の食卓の定番であった岡山県特有の魚である「ひら」などの魚が、全くなじみのないものになってしまった現状を受け、何とか工夫できないかと県や地元企業が協力し、令和元年に設立された。

主な活動内容として、①情報発信、②消費拡大、③普及活動の3つがあり、①では、地元の県立高等学校の商業クラブと協力したオリジナル商品の開発・発売、②では、各雑誌やメディアでの情報発信や、試食会などのイベントを運営、③では、加工品の開発や飲食店への働きかけなどを行っている。

同協議会では、旅行・観光に対する動機調査によると、「食」が重要なポイントであること、中華圏では「ひら」が高級魚として親しまれていることを受け、岡山でしか食べることができない「ひら」をブランド化することで魅力を全国に広め、地域の魅力向上・観光客誘致につなげることができると考えている。

また、活動を行っていく中で、地魚の流通が少ない理由として、地魚の生息域の減少が挙げられると考え、藻場・千潟の保全・再生・創出といった里海づくりの必要性を感じたことから、学び・体験・食を通じた岡山の里海づくりに力を入れている。この活動は、令和4年度に環境省の「令和の里海づくりモデル事業」に採択されており、藻場・千潟のリーフレットを作成するなど里海づくりの必要性の普及啓発活動を実施し、令和5年度も同事業に採択され、「食」と「学」の体験ツアーを開催し、岡山の里海づくりをさらに進めていくとのことであった。

【主な質問事項】

- ・高付加価値化への展望について
 - ・活動範囲について
 - ・貨客混載輸送への協働について
 - ・行政との連携について
- など



調査事項を聴取

4 岡山市議会 【現地視察：弘西コミュニティハウス】（岡山県岡山市）

【調査事項】

森林環境譲与税を用いた公共施設の木質化・木材普及啓発活動について

【調査目的】

京都府における林業振興の取組の参考とするため、岡山市議会の取組について調査する。

【説明】

産業観光局農林水産部農林水産課

【調査内容】

岡山市には市域全体の44.7%にあたる35,317ヘクタールの林野があり、緑の保全と森林資源の造成などを図るための各種事業を推進している。平成23年11月に「岡山市内の公共建築物における県産材の利用促進に関する方針」を策定し、当方針に基づき、県産材の活用が可能な公共建築物に積極的に活用している。また、令和5年4月に公共建築物以外にも「県産材の利用が図られるように幅広く呼び掛ける」との文言を追加し、民間建築物に対しても県産材を積極的に活用している。

また、森林環境譲与税の譲与が開始された令和元年度からは、公共建築物の木造木質化のために森林環境譲与税を充当しており、令和元年度は譲与税額のうち約20%の充当であったが、令和3年には約80%に上昇しており、金額としては約8倍となっている。県では平成28年度から備前県民局の岡山県産木材需要拡大事業の一環として木材ふれあい事業を行っていたが、令和2年度から同事業は岡山市農林水産課の担当に移行されたことから、木造木質化活動に加えて、市立の高等学校の学生に県産材を使用して木工製品を作る授業を行い、完成した品を市内のこども園などに寄贈することで、若い世代にも木材について親しみを持ってもらう活動を行っている。

今後の課題としては、民間建築物への県産材活用の推進や、普及・啓発のみではなく、譲与税を財源とした直接的な支援が求められると考え、県との連携をより強固なものにしていかなければならないとのことであった。

【主な質問事項】

- ・ 建材の恒常的な発注について
- ・ 木材を使用した証明について
- ・ 普及啓発活動の詳細について
- ・ ウッドショックにおけるアクションについて など



調査事項を聴取



現地視察

農商工労働常任委員会 管外調査日程

令和5年

月日	発着地	発時刻	着時刻	摘要
7 月 27 日 (木)	京都駅2階 新幹線中央口 8:45 集合、9:02 出発			
	京都駅	9:02		
	広島駅	10:51	10:42	【のぞみ7号】 【借上バス】
	横川商店街 (広島県広島市)	11:55	11:02	◆バス・アートなど地域資源を用いた商店街づくりについて
	(昼食)	(12:13~12:55)		(広島県広島市内)
	広島市役所 〔於：広島市工業技術センター〕 (広島県広島市)	16:15	13:18	◆企業とデザイナーをつなぐ「と、つくる」の取組について ①概要説明 ②現地視察 (萬国製針株式会社)
	宿舎		16:30	(広島県広島市内)
7 月 28 日 (金)	宿舎	9:00		【徒歩】
	広島駅	9:43	9:14	
	岡山駅	10:30	10:19	【のぞみ14号】 【徒歩】
	岡山水産物流通促進協議会 〔於：ANAクラウンプラザホテル岡山〕 (岡山県岡山市)	12:00	10:35	◆学び・体験・食を通じた岡山の里海づくりと低・未利用「地魚」の流通・消費促進について ①現地視察 (低・未利用魚製品販売店舗等) ②概要説明
	(昼食)	(12:10~12:55)		(岡山県岡山市内) 【タクシー】
	岡山市議会 (岡山県岡山市)	14:30	13:18	◆森林環境譲与税を用いた公共施設の木質化・木材普及啓発活動について ①概要説明 ②現地視察 (岡山市弘西コミュニティハウス)
岡山駅	15:40	14:55		
京都駅		16:43	【のぞみ100号】 【解散】	

② 管外調査

(令和5年11月15日(水)～17日(金))

1 福島県農業総合センター（福島県郡山市）

【調査事項】

福島県産農産物のブランド力強化に向けた取組について

【調査目的】

福島県は県産農産物のブランド力を強化し、競争力強化に結びつけていることから、府内産農林水産物のブランド力強化の参考とするため、福島県における取組について調査する。

【説明】

農業総合センター 作物園芸部

福島県環境保全農業課

福島県農林企画課

【調査内容】

福島県の農林水産物は、いまだ残る東日本大震災及び原子力災害の影響により、価格面や産地イメージについて、他都道府県に比べ低迷しており、農産物等流通実態調査では、ブランド力が低いという課題が浮き彫りとなった。

そこで、福島県では令和4年4月から農林企画課内に「福島ならではの担当」を新設するとともに、9月に「福島県農林水産物ブランド力強化推進方針」を策定し、農林水産物のブランド力強化を図っている。推進方針では、消費者や流通事業者などが魅力と感じる「価値」をブランド力と定義し、①県内3地方の気候風土に応じた作物の品種開発や他産地との差別化を図るための機能性の確認・表示制度の活用を通じた「福島オンリーのモノづくり」、②GAP認証取得農産物の拡大や有機農産物・特別栽培農産物の生産拡大など、食の安全・安心に対応した「福島だからこそのストーリーづくり」、③安定生産のための生産拠点の育成や、長期出荷体制の構築による「市場から選ばれる産地づくり」、④郷土料理の素材となる県産農林水産物の魅力や生産現場のリアルタイムの情報を職員がSNSなどを通じて行う「『福島』ならではの戦略的な情報発信」などの取組を実施し、ブランド力の底上げや強化に努めている。

これらの取組以外にも、福島県では、県産農産物の安全性確保や消費者からの信頼向上のために県独自の認証制度「ふくしま県GAP（FGAP）」の取組を進めている。既存のGAP制度に放射性物質対策の項目を加え、県として導入や認証までの過程をサポートしており、令和4年度では221経営体がFGAPを取得し、安全意識や品質の向上につながっているとのことであった。

【主な質問事項】

- ・ブランド力と農作物価格の関係について
- ・消費者の理解促進の取組について
- ・農業関係者との連携について
- ・放射線モニタリングについて

など



調査事項を聴取



施設を見学

2 みやぎ森林・林業未来創造機構〔於：宮城県林業技術総合センター〕 (宮城県黒川郡大衡村)

【調査事項】

みやぎ森林・林業未来創造カレッジの取組について

【調査目的】

みやぎ森林・林業未来創造カレッジでは、多様な生き方を求める現代にマッチした林業の人材育成に取り組んでいることから、京都府の林業に係る人材育成の参考とするため、みやぎ森林・林業未来創造機構の取組について調査する。

【説明】

林業技術総合センター

【調査内容】

宮城県は、森林が県土の約6割を占め豊かな森林資源を有しており、さらに東北地方最大の産業経済圏域を形成していることなどから木材の需要環境が良好な土地である。一方で、平成半ばまでの資源の未成熟さや木材価格の低迷などにより林業就業者の長期的な減少・高齢化が進み、県内林業事業者の新規就業者数も少ないという課題がある。そこで、令和2年度に産業界、地域の団体、行政などで構成する「みやぎ森林・林業未来創造機構」を設立し、多様な主体の連携・協働により課題解決への検討を進め、令和4年度には「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」を開講するなど、林業の就業環境の向上や経営強化と人材の確保・育成に向けた取組を一体的に推進する体制を整備した。みやぎ森林・林業未来創造カレッジでは、林業大学校の形式によらない、より柔軟かつ

効果的な人材育成システムの確立と、「関係機関の既存研修＋新設・拡充する研修」で人材育成プログラムを体系化することを目標としている。「産業界・地域・研究・行政がともに創り上げる学びの交流拠点」を基本方向とし、森林・林業の学び始めから就業後のキャリアアップまで各段階に応じた4コースがあり、専門的なコースではさらに細かいクラス分けを行うことで、自分のレベルや仕事内容に合わせた研修が受講できる体制を整備している。令和5年度の受講者数は10月末現在で延べ334名と、令和4年度の253名を大きく超えることとなった。

今後は、受講生のニーズに対応するため、コースの内容を必要に応じて柔軟に拡充するとともに、受講生の増加に向けてオープンカレッジを実施するなど、PR強化に取り組んでいくとのことであった。

【主な質問事項】

- ・ 林業大学校との違いについて
- ・ 林業従事者の所得向上の取組について
- ・ 企業における研修中の給料の取扱いについて
- ・ カレッジの広報に関する取組について など



調査事項を聴取



研修棟を視察

3 一般社団法人イシノマキ・ファーム [於：石巻・川のビジターセンター] [現地視察：ホップ圃場] (宮城県石巻市)

【調査事項】

ソーシャルファームや農福連携の取組について

【調査目的】

イシノマキ・ファームでは、不利な立場にある人の生き方や就労をビジネスの手法で支えていくソーシャルファームや農福連携に取り組んでいることから、京都府の農福連携の取組の参考とするため、イシノマキ・ファームの取組について調査する。

【説明】

一般社団法人イシノマキ・ファーム

【調査内容】

イシノマキ・ファームは、東日本大震災の影響で、心に困難を抱える若者が働くことができる場を生み出したいという思いから、平成28年8月に設立された。不利な立場にある人々の生き方や就労をビジネスの手法で支えていくというソーシャルファームの概念に基づき、多様な人々が、対等な関係、同一労働条件の下で仕事をする場を提供している。また、心に困難を抱える若者とは、障害者手帳の有無に関わらず、不登校やひきこもりを経験するなど、生きづらさを抱えている若者まで、広く対象としている。

イシノマキ・ファームでは、「中間的就労支援」や「農村留学プログラム」など就労支援や居住支援などにより、働きづらさを抱えた若者への自立支援を行っており、農作業を通じて、日常生活では気づきにくい利用者の特性などを見出し、就労に向けて次のステップへの助走となるようサポートを行っている。また、自社栽培ホップを使ったクラフトビールを製造、販売するほか、市内社会福祉法人と連携してホップソルトや干し芋を6次産業化商品として開発しており、若者の雇用の創出とともに、その売上げを日当として渡すことが、仕事に対する達成感につながるなど、就労意欲向上のきっかけになっている。

そのほかにも、新規就農者を増やすため、石巻市からの委託を受けて、石巻市農業担い手センターの運営も行っており、伴走支援をしながら個人の希望に合わせた就農プランを作成し、就農につなげている。また、イシノマキ・ファームが運営する Village A0YA を活用したお試し移住ツアーなどを開催し、具体的な就農スタイルを体験することで、就農後のギャップによる離農防止にも努めているとのことであった。

【主な質問事項】

- ・ ソーシャルファームに参加する若者の地域について
- ・ サポーター養成事業について
- ・ 支援の実績について
- ・ 就農の傾向について

など



調査事項を聴取



圃場を見学

4 仙台市起業支援センター アシスタ（宮城県仙台市）

【調査事項】

スタートアップの創出に向けた取組について

【調査目的】

仙台市は、仙台・東北から世界を変えるスタートアップの創出を目標に掲げ、スタートアップ支援の取組を続けていることから、京都府のスタートアップ支援の参考とするため、仙台市の取組について調査する。

【説明】

仙台市経済局イノベーション推進部 スタートアップ支援課
公共財団法人仙台市産業振興事業団 起業支援センター

【調査内容】

仙台市は、平成25年の「日本一起業しやすいまち」宣言後、起業家同士の交流を深める地方最大級の起業家応援イベントや、外国人の起業を啓発・促進するための外国人起業家誘致イベントの開催を通じて多様な起業家によるイノベーションの創出を目指している。また、アントレプレナーシップの醸成に向けて、小学生から大学生まで幅広い層に対し、起業の一連の流れ等を体験してもらうシームレスなプログラムを展開し、起業の啓発や促進に取り組んでいる。

平成26年1月には、小規模事業所の立ち上げを支援するため、「仙台市起業支援センター アシスタ」を設立し、起業をサポートする各種専門家の配置や、事業の構想段階から起業後のフォローまでのステージに合わせて、起業相談やセミナー、交流会など様々な支援メニューをワンストップで提供している。令和4年の起業前相談件数は開設前の約3.8倍になり、開業支援件数は126件と、過去最多となった。

また、スタートアップの創出にも取り組んでいる。令和元年に「仙台スタートアップ・エコシステム推進協議会」を設立、令和4年に「仙台スタートアップ戦略」を策定し、さらなる成長・発展を目指すスタートアップ企業の集中支援プログラムやシリコンバレーとの交流を通じて、「仙台らしさ」を活かしつつ、社会的・経済的インパクトの創出に挑戦し続けるインパクト・スタートアップの創出を目指している。

令和5年度にスタートアップ支援課を新設し、「ロールモデルとなるスタートアップの輩出」「ロールモデル予備軍の発掘・育成」「学生・若者のアントレプレナーシップの醸成」の3つの方向性を軸とした施策を実施している。また、スタートアップ支援関連予算を倍増するなど、今後のさらなる支援環境の充実に向けて取り組んでいるとのことであった。

【主な質問事項】

- ・日本で起業家が育たない原因について
- ・起業家を目指す若者の両親への働きかけについて
- ・大学発のスタートアップを増やす取組について
- ・県や東北地域との連携について など



調査事項を聴取



アシ☆スタを視察

5 宮城県議会（宮城県仙台市）

【調査事項】

みやぎZ世代推し事（お仕事）はかどるプロジェクトについて

【調査目的】

宮城県では、Z世代を含む若年層の採用力向上及び定着促進に加え、県外からの誘引を進めていることから、京都府における若年層の就職支援の参考とするため、同プロジェクトについて調査する。

【説明】

宮城県雇用対策課

【調査内容】

宮城県では、大学進学により県内に住んでいる学生が多いにもかかわらず、令和3年3月に卒業した大学生の県外就職率が54.8%と、若者の県内就職・定着が喫緊の課題となっている。

そこで、今後就職時期を迎える「Z世代」と呼ばれる約11歳から26歳の若者が、自分の好きなことや価値を感じた「コト」への消費を惜しまない「コト消費（イミ消費）」を重視するという特徴を持っていること、その中でも自分の好きなことに情熱を注ぐ活動である「推し活」に着目し、県庁内の若手職員の企画により、「みやぎZ世代推し事（お仕事）はかどるプロジェクト」が実施された。

本プロジェクトは、①企業支援、②学生支援、③マッチングの3つを柱として、「仕事」と「推し活」が両立できる企業を育成し、県内外の学生を誘引することを目的としてい

る。企業には、Z世代をターゲットにしたSNS等を利用した情報発信方法や、Z世代の特徴をテーマとしたセミナーや個別支援を行い、Z世代への理解や職場環境整備につなげているほか、学生には、企業の魅力発信イベントなどを開催し、仕事への推し活の活かし方や、仕事と推し活の両立などの情報発信に努めている。また、本プロジェクトを通じて「仕事」と「推し活」の両立を応援してくれる企業を「みやぎ推し活応援企業」とし、合同企業説明会などでの学生とのマッチングの機会を創出している。

本プロジェクトは、参加企業が仙台市の企業に偏っていることや、イベントへの参加人数に比べ合同企業説明会への参加人数が少ないことが課題であり、今後は、大学や関係団体との連携、SNSを活用した周知拡大を実施するほか、県内各圏域にわたる支援をはじめ、関連事業とのつながりをより強固にし、学生の就職までの一体的な支援を展開していきたいとのことであった。

【主な質問事項】

- ・ Z世代のニーズについて
 - ・ プロジェクトを進めるにあたっての課題について
 - ・ ワークライフバランスなどの認識について
 - ・ 実際の事例について
- など



調査事項を聴取

農商工労働常任委員会 管外調査日程

令和5年

月日	発着地	発時刻	着時刻	摘要
京都駅2階 新幹線中央口 8:45 集合、9:01 出発				
11月15日 (水)	京都駅	9:01		
	東京駅	11:36	11:15	【のぞみ80号】
	郡山駅	13:01	12:55	【やまびこ59号】 (車内昼食)
	福島県農業総合センター (福島県郡山市)	15:37	13:21	◆福島県産農産物のブランド力強化に向けた取組について ①概要説明 ②施設視察
	宿舎		17:25	(宮城県仙台市内)
11月16日 (木)	宿舎	8:58		【借上バス】
	みやぎ森林・林業未来創造機構 [於：宮城県林業技術総合センター] (宮城県黒川郡大衡村)	11:18	9:38	◆みやぎ森林・林業未来創造カレッジの取組について ①概要説明 ②施設視察
	(昼食)	(12:10~12:55)		(宮城県石巻市内)
	一般社団法人イシノマキ・ファーム [於：石巻・川のビジターセンター] (宮城県石巻市)	15:46	13:19	◆ソーシャルファームや農福連携の取組について ①現地視察(ホップ圃場) ②概要説明
	宿舎		17:15	(宮城県仙台市内)
11月17日 (金)	宿舎	9:05		【タクシー】
	仙台市起業支援センター アシスタ (宮城県仙台市)	10:46	9:15	◆スタートアップの創出に向けた取組について ①概要説明 ②施設視察
	宮城県議会 (宮城県仙台市)	11:59	10:56	◆みやぎZ世代推し事(お仕事)はかどるプロジェクトについて
	(昼食)	(12:10~12:50)		(宮城県仙台市内)
	仙台駅	13:31	13:10	
	東京駅	15:30	15:04	【はやぶさ22号】
	京都駅		17:44	【のぞみ45号】 【解散】

③ 管内調査

(令和6年1月15日(月))

1 公益財団法人京都産業21〔於：宇治市産業振興センター〕 〔現地視察：宇治ベンチャー企業育成工場〕(宇治市)

【調査事項】

京都産業21におけるスタートアップ支援について

【調査目的】

京都産業21では、京都府の掲げる「起業するなら京都・プロジェクト」に連動し、支援機関等と連携・補完し合いながら、スタートアップ企業に最も近い立場になって積極的な支援に取り組んでいることから、その取組について調査する。

【説明】

商工労働観光部ものづくり振興課
公益財団法人京都産業21
メトロウェザー株式会社

【調査内容】

京都府では、従来から京都の強みを生かした企業支援に取り組んできた。令和2年からは、世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点都市の選定を受け、スタートアップ企業の支援に力を入れている。令和5年には、企業の世界展開支援として、海外学生のインターンシップや「Kyoto Japan in Dubai」などのイベントを通じてグローバル・エコシステムの構築支援を行っている。

京都産業21では、令和2年にスタートアップ支援クロスファンクショナルチームを発足し、組織横断でスタートアップに特化した支援を行っている。チームメンバーが起業家と直接面談を行い、早期に成長が期待できると評価された企業に対し、様々な伴走支援を提供している。さらに、京都を代表するものづくり企業経営者や京都ゆかりの投資家からなるエンジェルアドバイザーが、京都府内のシード・アーリー期のディープテック型スタートアップを対象に経営アドバイスなどを行うエンジェルコミュニティ交流会を開催し、早期成長を継続的・包括的に支援する場を提供している。今後は、アート&テクノロジー・ヴィレッジ京都などを活用して、スタートアップ支援の充実、強化につなげていきたいとのことであった。

メトロウェザー株式会社は、ドローンが活躍する「エアモビリティ社会」の実現のため、空のインフラ整備を担う京都大学発のスタートアップである。自社で開発した機器「ドップラー・ライダー」を活用し、風況をリアルタイムで実測だけでなく予測する体制を構築することで、ドローンをはじめとするエアモビリティの安全なインフラ構築の実現を目指しているとのことであった。

【主な質問事項】

- ・ 起業した会社が継続して営業できるための支援について
- ・ スタートアップ企業と京都府の他部局との連携について
- ・ 経営人材育成の取組について

など



調査事項を聴取



メトロウェザー株式会社の工場を視察

2 株式会社RE-SOCIAL [於：つむぎてらす] [現地視察：やまとある工房] (相楽郡笠置町)

【調査事項】

有害鳥獣の活用について

【調査目的】

株式会社RE-SOCIALでは、鹿肉の鮮度を保持する技術や製法、全ての部位を有効活用する商品・事業戦略などにより、事業化の難しいジビエ市場で売上を伸ばし、野生鳥獣被害の解決と地域創生に貢献していることから、その取組について調査する。

【説明】

農林水産部農村振興課
株式会社RE-SOCIAL

【調査内容】

京都府では、野生鳥獣被害対策を推進するため、狩猟者の確保やICT技術を活用した取組等を進めるとともに、京都ジビエのブランド展開を支援するなど、総合的な対策を講じている。令和4年には、国の法律に基づき特定鳥獣管理計画を策定し、令和8年度までに農作物の被害額とシカの生息頭数を半減させるとともに、ジビエ利用を推進する目標を掲げた。

しかし、農作物の被害額は平成29年から横ばいで推移しており、対策を強化していくためにも防止柵の機能維持が課題である。また、捕獲頭数も目標数を下回っており、生息頭数半減に向けて、さらなる対策が必要である。ジビエ利用については、京都府で捕獲したシカやイノシシの約17%が食肉等で利用されており、全国平均と比較して高い割合となっているが、今後は、ジビエ利用推進のため、国や府のジビエ認証の取得に向け

農商工労働常任委員会 管内調査日程

令和6年

月日	発着地	発時刻	着時刻	摘要
1 月 15 日 (月)	議会棟 9:05 集合、9:10 出発			
	議会棟	9:10		【借上バス】
	公益財団法人 京都産業21 [於：宇治市産業 振興センター] (宇治市)	11:34	9:52	◆京都産業21におけるスタートアップ 支援について ・概要説明 ・現地視察 (宇治ベンチャー企業育成 工場 (メトロウエザー 株式会社))
	(昼食)	(12:04~12:55)		(木津川市内)
	株式会社 RE-SOCIAL [於：つむぎてらす] (相楽郡笠置町)	15:00	13:21	◆有害鳥獣の活用について ・概要説明 ・現地視察 (やまとある工房)
	議会棟		16:23	【解散】

テレビ取材

6 委員会活動のまとめ

5月臨時会の委員会（令和6年5月22日開催）において、各委員から、1年間の「委員会活動のまとめ」として、本委員会の所管事項に関する総括的な所感や、意見・要望等の発言があった。

以下、その内容を発言順に記載した。